

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 22 | 特定公的給付支給関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

益城町は、特定公的給付支給関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

益城町長

公表日

令和7年5月27日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 特定公的給付支給関係事務 |
| ②事務の概要 | <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給を行う。</p> <p>益城町では、公金受取口座登録法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①令和5年熊本県益城町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和5年11月21日終了】 ②令和5年度益城町住民税均等割のみ課税世帯向け物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年5月10日終了】 ③令和6年度益城町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務【令和6年10月18日終了】 ④令和6年度益城町物価高騰重点支援金の支給事務【令和6年10月9日終了】 ⑤令和7年度益城町低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務</p> |
| ③システムの名称 | 臨時給付金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 公的給付情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 1. 公金受取口座登録法第10条 2. 番号法第9条第1項 別表 135の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 なし(特定公的給付支給関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉課地域福祉係 |
| ②所属長の役職名 | 福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務課行政係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 福祉課地域福祉係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地 |

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年5月22日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <p>[500人未満] <選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年5月22日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>[発生なし] <選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|---|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [○]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [○]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) [○]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|---------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | システムにおいて、あらかじめ必要な権限以外与えられず、定められた様式に基づき、必要な情報のみの提供を受けることとして、人為的ミスの防止に努めている。 これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。 |

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|------------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
|--------------|------------------------|---|

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

| | |
|------------------|--|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] |
| | <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |

| | | |
|--------------|---------------------|---|
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|--------------|---------------------|---|

| | |
|-------|--|
| 判断の根拠 | 処理を行った書類等は鍵がついている棚に保管しており、「十分である」と考えられる。 |
|-------|--|

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|---|------|-------------|
| 令和6年4月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ② 事務の概要 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給を行う。 益城町では、公金受取口座登録法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①令和五年熊本県益城町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 ②令和5年度益城町住民税均等割のみ課税世帯向け物価高騰対応重点支援給付金の支給事務 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給を行う。 益城町では、公金受取口座登録法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①令和五年熊本県益城町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 ②令和5年度益城町住民税均等割のみ課税世帯向け物価高騰対応重点支援給付金の支給事務 | 事後 | 事務の追加 |
| 令和6年4月1日 | IVリスク対策 8. 監査 実施の有無 | [○]自己点検 []内部監査 []外部監査 | [○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査 | 事後 | 内部監査実施に伴う変更 |
| 令和6年7月16日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ② 事務の概要 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給を行う。 益城町では、公金受取口座登録法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①令和五年熊本県益城町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 ②令和5年度益城町住民税均等割のみ課税世帯向け物価高騰対応重点支援給付金の支給事務 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給を行う。 益城町では、公金受取口座登録法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①令和五年熊本県益城町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和5年11月21日終了】 ②令和5年度益城町住民税均等割のみ課税世帯向け物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年5月10日終了】 ③令和6年度益城町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務 ④令和6年度益城町物価高騰重点支援金の支給事務 | 事後 | 事務の追加 |
| 令和6年7月16日 | IIしきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和5年12月25日 時点 | 令和6年7月1日 時点 | 事後 | 基準日の変更 |
| 令和6年7月16日 | IIしきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年12月25日 時点 | 令和6年7月1日 時点 | 事後 | 基準日の変更 |
| 令和6年12月27日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ② 事務の概要 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給を行う。 益城町では、公金受取口座登録法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①令和五年熊本県益城町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和5年11月21日終了】 ②令和5年度益城町住民税均等割のみ課税世帯向け物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年5月10日終了】 ③令和6年度益城町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務 ④令和6年度益城町物価高騰重点支援金の支給事務 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給を行う。 益城町では、公金受取口座登録法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①令和五年熊本県益城町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和5年11月21日終了】 ②令和5年度益城町住民税均等割のみ課税世帯向け物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年5月10日終了】 ③令和6年度益城町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務【令和6年10月18日終了】 ④令和6年度益城町物価高騰重点支援金の支給事務【令和6年10月9日終了】 | 事後 | |
| 令和6年12月27日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 公金受取口座登録法第10条 2. 番号法第9条第1項 別表第一 101の項 3. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 | 1. 公金受取口座登録法第10条 2. 番号法第9条第1項 別表 135の項 | 事後 | |
| 令和6年12月27日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 なし(特定公的給付支給関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第1項第8号 別表第2の121の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 | 【情報提供の根拠】 なし(特定公的給付支給関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項 | 事後 | |
| 令和6年12月27日 | IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 | | 新様式への対応 | 事後 | |
| 令和6年12月27日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えらる対策 | | 新様式への対応 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和7年5月27日 | I 関連情報 ①. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②. 事務の概要 | <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給を行う。</p> <p>益城町では、公金受取口座登録法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①令和五年熊本県益城町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和5年11月21日終了】 ②令和5年度益城町住民税均等割のみ課税世帯向け物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年5月10日終了】 ③令和6年度益城町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務【令和6年10月18日終了】 ④令和6年度益城町物価高騰重点支援金の支給事務【令和6年10月9日終了】 ⑤令和7年度益城町低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務</p> | <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給を行う。</p> <p>益城町では、公金受取口座登録法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①令和五年熊本県益城町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和5年11月21日終了】 ②令和5年度益城町住民税均等割のみ課税世帯向け物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年5月10日終了】 ③令和6年度益城町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務【令和6年10月18日終了】 ④令和6年度益城町物価高騰重点支援金の支給事務【令和6年10月9日終了】 ⑤令和7年度益城町低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務</p> | 事後 | 事務の追加 |
| 令和7年5月27日 | II しきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和6年7月1日 時点 | 令和7年5月22日 時点 | 事後 | 基準日の変更 |
| 令和7年5月27日 | II しきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和6年7月1日 時点 | 令和7年5月22日 時点 | 事後 | 基準日の変更 |